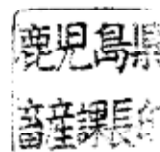


畜 第 6 5 7 号  
平成30年9月10日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

豚コレラは、平成4年の発生を最後に、国内では発生が確認されていませんでしたが、平成30年9月9日、岐阜県の豚飼養農場において、26年ぶりに本病の患畜が確認されました。本病は、強い伝播力と高い致死率を特徴とする豚及びいのししの家畜伝染病であり、万一県内で発生した場合、甚大な被害となる恐れがあります。

ついては、豚及びいのししの所有する傘下会員等に対し、今般の本病発生を周知するとともに、消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・通報、肉及び肉製品を含み、又は含む可能性のある食品残渣の適正使用、野生動物との接触防止等の飼養衛生管理基準の遵守徹底について、改めて周知及び指導をお願いします。また、今回の発生では死亡豚の不適切な処理がありましたので、併せて適正処理の指導をお願いします。

<農林水産省ホームページ：家畜伝染病の発生に関する情報>

豚コレラ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

<県から家畜伝染病発生情報等の随時発信しています。メールマガジン「かごしま畜コミ・インフォ」>

<http://www.pref.kagoshima.jp/ag07/sangyo-rodo/nogyo/tikusan/topics/kagoshima-chiccomi.html>

家畜衛生係 米丸・平島

TEL 099-286-3224

FAX 099-286-5599

写

30 消安第 3033 号  
平成 30 年 9 月 9 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

岐阜県における豚コレラの患者の確認に伴う防疫対策の再徹底について

9月7日、岐阜県の養豚場から、飼養豚において死亡豚が増加している旨、岐阜県に届出があり、翌9月8日、岐阜県における病性鑑定及び農研機構農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門で実施した遺伝子解析においても豚コレラウイルス特有の抗原が確認されたことから、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年6月26日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第5の2の（1）の②の規定により、豚コレラの患者と判定しました。

つきましては、貴都道府県内における生産者、畜産関係機関、関係団体及び外国人研修生の窓口となる団体等に対して、本件を周知するとともに、消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報、肉及びに肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用や野生動物との接触防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底について、可能な限り家畜防疫員が現地へ立入検査を実施し、確認・指導を再徹底するようお願いいたします。

さらに、防疫指針第4の1に規定する豚の飼養者からの異常豚の発見の通報を受けた場合には、万が一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確に初動対応を実施するようお願いいたします。